

個人4

年の途中から開業した個人事業者です。開業後すぐにインボイスを交付するため、開業日から登録を受けることはできますか？

新たに事業を開始した方は、特例により、その年中に登録申請書を提出することで、課税期間の初日に遡って登録を受けることができます。その特例を適用することによって、開業日からインボイスを交付することができるようになります。

なお、個人事業者の課税期間は、原則1月1日から12月31日までの期間（暦年）となりますので、インボイス発行事業者の登録についても、開業日ではなく、開業した年（課税期間）の初日である1月1日が登録年月日となります。

ただし、消費税の申告は課税期間ごとに行いますので、登録年月日が1月1日でも、個人事業者としての取引は開業後に行われることから、実際に事業を開始した日以後の取引について申告を行うことになります。